

十条から第五十二条まで（収賄、受託収賄及び事前  
収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄）の罪

七十八 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百

七十九 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第

九十四条第七号（損失補填に係る利益の收受等）の

八十 会社法第九百六十条から第九百六十二条まで（

特別責任、未遂罪）、第九百六十四条（虚偽文書行  
使等）、第九百六十八条规定第一項（株主等の権利の行  
使に関する収賄）又は第九百七十条第二項（株主の  
権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項  
(株主の権利の行使に関する利益の受供与等につい  
ての威迫行為）の罪

八十一 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律  
(平成十八年法律第四十八号) 第三百三十四条(理  
事等の特別責任)の罪

八十二 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じ  
させる行為等の处罚に関する法律(平成十九年法律  
第三十八号)第三条から第七条まで(放射線の発散  
等、原子核分裂等装置の製造、原子核分裂等装置の  
所持等、放射性物質等の使用の告知による脅迫、特  
定核燃料物質の窃取等の告知による強要)の罪

八十三 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法  
律第七十四号)第七十三条第一項第二号(損失補填  
に係る利益の收受等)の罪

八十四 海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律

第三条第一項から第三項まで(船舶の強取等)

) 又は第四条(船舶強取等致死傷)の罪